

事 務 連 絡

平成31年1月25日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課

} 御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、平成31年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進されたい。

1 経営戦略の策定・改定の推進

(1) 経営戦略の策定推進

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。平成30年3月末日までに約半数の事業が策定を終え、これに基づく計画的な企業運営を行っているところであり、その一部は既に当該経営戦略の改定に向けた検討を進めている。現時点で経営戦略が未策定である事業については、早急に策定作業を進め、遅くとも策定期限である平成32年度までに確実に策定を完了されたい。

また、平成30年度から全国ブロック単位で地方公共団体金融機構との共催で「経営戦略策定実務講習会」を開催しているが、平成31年度は、都道府県のより積極的な参画を求める趣旨から、開催地都道府県も含めた共催による開催を考えているので、協力いただきたい。

(2) 改定に向けた考え方

経営戦略については、ストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見直し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、収支均衡を図る具体的な取組の再検討及び経営戦略の改定を行うことで、より質の高い経営戦略となるよう検討されたい。経営戦略の策定・改定に係る詳細については、年度内に、現行の「経営戦略策定ガイドライン」を改訂するとともに、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成し通知することとしているので、参照されたい。

(3) 地方財政措置等

経営戦略の策定・改定に要する経費については、平成30年度を期限として特別交付税措置を講じているが、今後、(2)を踏まえた策定・改定が推進されるとの前提の下で、当該措置の対象期間を平成32年度まで延長することとしている。また、水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費については、当該特別交付税措置の対象とした上で、交付上限額を上乗せしているが、下水道事業の広域化等に係る調査・検討に要する経費

についても、同様の措置を講ずることとしている。

なお、経営戦略の策定期限後の平成 33 年度から、公営企業債の起債の同意等手続きにおいて、当該起債に係る収支相償を確認するための資料に経営戦略を活用することを検討しているため、留意されたい。

2 公営企業の抜本的な改革の推進

(1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用という 4 つの方向性を基本として検討する必要がある。なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、改革の 4 つの方向性のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

(2) 広域化等の推進

広域化等については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進されたい。第 2 にあるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、平成 34 年度までに「水道広域化推進プラン」や「広域化・共同化計画」を策定し、多様な広域化等に取り組むほか、病院事業については、「新公立病院改革プラン」に基づき、再編・ネットワーク化に取り組まされたい。

(3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFI をはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討されたい。

このうち、PPP/PFI については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成 12 年 3 月 29 日付け自治調第 25 号自治省財政局長通知）において、PFI 事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講ずることとされている。

また、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）については、「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 30 年改定版）」（平成 30 年 6 月 15 日 民間資金等活用事業推進会議決定）において、長期的な持続可能性が課題となっている水道事業や下水道事業等において早期に民間の経営原理を導入し、その持続可能性を確保することが必要とされていることを踏まえ、その導入について積極的に検討することが求められている。なお、第 196 回国会において「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）の改正法が成立したことにより、水道事業及び下水道事業において導入する場合、当該事業に係る施設の改修等に充てた旧公営企業金融

公庫資金等について、補償金の支払いを免除しての繰上償還の実施が可能とされたところである。

(4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の推進のため、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。平成 29 年度の 1 年間においては、事業廃止 99 件、民営化・民間譲渡 12 件、広域化等 106 件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

これらの取組については、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」に追加掲載するなど、地方公共団体への周知を行っているところであり、各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて参照されたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

① 更なる取組の推進

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 18 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 27 年 1 月 27 日付け総財公第 19 号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、平成 31 年度までに集中的に取組を推進するようお願いしてきたところである。これにより、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村については取組に大幅な進捗が見られるが、人口 3 万人未満の市区町村については団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にある。

このため、今般、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 9 号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財公第 10 号総務省自治財政局長通知）により、重点事業について、都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村において平成 31 年度までの公営企業会計への移行を引き続き推進するとともに、人口 3 万人未満の市区町村においても平成 35 年度までに公営企業会計への移行が必要であること等としているので、各地方公共団体においては、一層の取組を推進されたい。

あわせて、各都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、管内市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえ、適切な助言等について協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の改訂、4 (1) に掲げる「公営企業経営アドバイザー派遣事業」を活用したモデル事業の創設及び 4 (2) に掲げる「公営企業経営支援人材ネット事業」の充実強化を図ることとしているので、積極的に活用されたい。

② 地方財政措置

ア 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費につい

ては、その 100%を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し普通交付税措置を講じているが、その他の事業についても、元利償還金の 1/2 を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しについて特別交付税措置を講ずることとしている（平成 31～35 年度）。

イ 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、普通交付税措置を講ずることとしている（平成 31～35 年度）。

ウ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業で発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能額が減少する場合について、適用後 3 年間の激変緩和措置を講ずることとしている。

(2) 経営比較分析表

平成 27 年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表について、平成 30 年度までに水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業及び病院事業の 8 分野について作成・公表対象としている。今後とも、対象分野を拡大するとともに、更なる活用の推進に向けて充実を図ることとしているため、各公営企業の経営分析に当たり、積極的に活用されたい。

4 人的支援

(1) 公営企業経営アドバイザー派遣事業

平成 7 年度から実施している公営企業経営アドバイザー派遣事業については、公営企業の経営効率化等の観点から、公営企業会計の適用、経営戦略の策定及び広域化等の検討等の助言や、第三セクターの経営の健全化・効率化等についての助言を行うことを目的として、全額国費により実施している。平成 31 年度は、通常の派遣形式（原則として 1 泊 2 日×1 回）に加え、公営企業会計の適用について、人口 3 万人未満の市区町村等を対象として、年間を通じて複数回の派遣を行うモデル事業を創設することとしている。なお、当該モデル事業については、年度当初から速やかに派遣を開始できるよう、平成 31 年度予算の成立後、対象団体の募集を行う予定である。

(2) 公営企業経営支援人材ネット事業

外部専門家を招へいし、指導・助言を受ける公営企業経営支援人材ネット事業については、平成 28 年度の制度創設以降、登録人材の拡大に努めているところであるが、平成 31 年度に本事業の対象となる外部専門家のリストについては、更なる活用拡大のため、都道府県と指定都市から推薦をいただき、3 月末日までに公表することとしている。外

部専門家のリストは総務省ホームページで公表することとしているため、これを参照の上、経営改革の推進に向けて、積極的に活用されたい。なお、本事業に要する経費については、特別交付税措置を講じている。

第2 各事業における課題とその対策

1 水道事業の持続的経営の確保

(1) 「水道財政のあり方に関する研究会」

人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的経営の確保に向けた対応方策等について検討するため、平成30年1月より「水道財政のあり方に関する研究会」（以下「水道財政研究会」という。）を開催し、同年12月に報告書を取りまとめた。水道財政研究会における検討内容及び報告書については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/water_supply_finance/index.html）に掲載しているので、参照されたい。

(2) 水道事業の持続的な経営の確保のための方針

水道事業は、住民生活に必要なライフラインであるとともに、大規模な事業用資産を保有しているが、特に、これまでの水道事業の経営において想定していなかった急速な人口減少と戦後の水道の普及に合わせて整備された事業用資産の大量更新時期を迎えている中で、将来にわたり持続的な経営を確保するためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要がある。

このため、各団体の経営戦略において、今後の人口減少と適切なアセットマネジメントに基づく更新投資需要を正確に反映させた、投資、財源に係る中長期（40～50年）の収支見通しを試算し、10年程度の一定期間に収支均衡を図るための抜本的な改革等の取組方針と投資・財政計画を定めた上で、具体的な取組を計画的に実施することが求められる。水道財政研究会における報告書を踏まえ、こうした基本的な考え方にに基づき、水道事業の持続的な経営の確保に向けて、以下の事項について積極的に取り組まれない。

① 「水道広域化推進プラン」による広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を超え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、浄水場等の施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果が最も期待できる。

一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、浄水場等の一部の施設の共同設置や共同利用等により、施設の更新費用や民間委託等の維持管理費用の削減等が可能となり、大きな効果が期待できる。

また、業務の共同委託やシステムの共同化、施設管理業務の受託団体の共同設置等の事務の広域的処理により、専門人材の確保をはじめとした組織体制の強化による技術水準の確保や業務量の拡大による民間委託コストの削減、事務処理の効率化等の効果が期待できる。そうした市町村の区域を超えた水道事業の広域化については、広域的な地方公共団体である都道府県が、住民生活の水準の確保等の観点から、水道の基盤強化の方策として積極的に支援することが求められる。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、広域化の推進方針やこれに基づく具体的取組の内容等を記載した「水道広域化推進プラン」を平成34年度末までに策定するよう要請しており、都道府県においては同プランの策定及びその取組を推進するとともに、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに、同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組まれない。

② アセットマネジメントの充実

水道事業におけるアセットマネジメントとは、中長期の更新需要の見通しを試算した上で、人口減少を踏まえたダウンサイジングや長寿命化等により、トータルコストの縮減や平準化を図り、効率的かつ計画的な更新投資を進めるための取組である。水道事業における大規模な事業用資産を将来にわたり適切に維持・更新していくため、中長期の視点に立った需要の変動と供給体制の見通しを踏まえた適切なアセットマネジメントに基づき、更新投資を着実に進めることが必要である。アセットマネジメントを実施していない団体においては、速やかに取組に着手するとともに、実施している団体においても、その水準を高めるよう努められたい。

③ 着実な更新投資の促進

水道は住民生活に必要なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、すべての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、着実な更新投資を進めることが不可欠である。

しかしながら、現時点において資本費が非常に高い水準にあるなど、経営条件が厳しい団体においては、管路更新率が低い水準にとどまる傾向があり、適切な更新投資が行われていないものと考えられる。

このため、一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく、現状において更新投資が進んでいない団体においても、老朽化対策、災害対策のための着実な更新投資が実施されるよう地方財政措置を拡充することとしており、これらの団体においても適切に対応されたい。

④ 料金収入の確保

資産の大量更新時期が到来する中、更新投資に要する経費が増大する一方、人口減少に伴う有収水量の減少により、料金収入の大幅な減少が懸念される。

先に述べた経営戦略の基本的な考え方にに基づき、経営戦略の策定等を通じ経営基盤の強化を図る観点から、収支均衡を図るための計画的な料金水準の改定が必要である。

⑤ 民間活用の推進

水道事業における持続的な経営を確保するため、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI などの民間活用の取組も積極的に検討されたい。

なお、PPP/PFI のうち公共施設等運営権方式（コンセッション方式）については、第 197 回国会において「水道法」（昭和 32 年法律第 177 号）の改正法が成立したことにより、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できることとされたところである。

⑥ ICT、IoT 等の先端技術の活用

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT、IoT 等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、今後は、水道スマートメーターによる自動検針や漏水情報の自動収集等についても、現在進められている実証実験等の結果も踏まえ、活用を検討されたい。

(3) 地方財政措置

① 広域化の推進

ア 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

国庫補助対象となる 3 市町村以上における経営統合に加え、「水道広域化推進プラン」に基づき地方単独事業として実施される多様な広域化に伴い必要となる施設の整備に要する経費等についても、地方財政措置を講ずることとしている。具体的には、地方負担額の 1/2 を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費について地方債措置を講ずるとともに、その元利償還金の 60% について普通交付税措置を講ずることとしている。

イ 「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費

都道府県が実施する広域化に係るシミュレーション経費等、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、普通交付税措置を講ずることとしている（平成 31～34 年度）。

ウ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合、その差額について、統合の翌年度から 10 年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6 年目以降、段階的に縮減。）を講ずることとしている。

エ 市町村の広域化の調査・検討に要する経費

水道事業の広域化に係る調査・検討に要する経費については、第 1 の 1 (3) にあるとおり、経営戦略の策定・改定に要する経費に対する特別交付税措置の対象とした上で、交付上限額を上乗せすることとしている。

② 着実な更新投資の促進

ア 水道管路耐震化事業の延長

過去の平均事業費に上積みして実施する水道管路耐震化事業について、平成 30 年度を期限として地方負担額の 1/4 を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費について地方債措置を講ずるとともに、その元利償還金の 50% について普

通交付税措置を講じているが、経営戦略の策定を要件とした上で、当該措置を平成 35 年度まで延長することとしている。

イ 経営条件が厳しい団体に対する特別対策の創設

経営条件の厳しさを示す資本費の指標等が一定水準以上の団体については、水道管路耐震化事業における一般会計からの出資の割合を地方負担額の 1/2 に引き上げた上で、当該出資に要する経費について地方債措置を講ずるとともに、その元利償還金の 50%について普通交付税措置を講ずることとしている。

③ 上水道事業の高料金対策団体における料金収入の確保の促進

上水道事業の高料金対策について、原則として供給単価が上水道事業の全国平均(平成 31 年度：181 円/m³) 以上であることを要件とすることとしている。

供給単価が全国平均未満の団体は、平成 31 年度から平成 33 年度まで段階的に繰出基準額を割り落とすこととし、平成 34 年度以降は対象外とする。

2 下水道事業の持続的経営の確保

(1) 「下水道財政のあり方に関する研究会」

今後、人口減少等に伴う使用料収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれ、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことが予想されることから、下水道事業の持続的経営の確保に向けた対応方策等について検討するため、平成 30 年 2 月より「下水道財政のあり方に関する研究会」（以下「下水道財政研究会」という。）を開催し、同年 12 月に中間報告書を取りまとめた。下水道財政研究会における検討内容及び中間報告書については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gesuidougyousei_h29/index.html) に掲載しているので、参照されたい。

(2) 下水道事業の持続的な経営の確保のための方針

下水道事業を取り巻く環境及び下水道財政研究会の中間報告書を踏まえ、下水道事業の持続的な経営の確保に向けて、以下の事項について積極的に取り組まれない。

① 広域化・共同化の推進

広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業の接続も含め検討されたい。

市町村間の接続の場合について、接続先市町村においても、処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として、将来に向けた施設の維持に必要な収入を確保する観点からも検討されたい。

また、特に市町村間の広域化・共同化の推進については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成 30 年 1 月 17 日付け総財準第 1 号・29 農振第 1698 号・29 水港第 2464 号・国下事第 56 号・環循適発第 1801171 号総務省自治財政局準公営企業室長等通知）も踏まえ、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、当事者間の調整に取り組まれない。

② 最適化

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設

の中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行うことが重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組まれない。

③ ICT の利活用

職員（特に技術職員）が減少する中で、将来にわたって安定的に事業を継続するためには、民間活用とともに、最新の技術を活用することにより、効率的な維持管理を行うことが必要である。ICT を活用した処理場の遠隔監視など、広域化・共同化を促進する観点からも導入を検討されたい。

④ 民間活用

下水道事業における民間活用の主な手法としては、指定管理者制度や包括的民間委託、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）を含む PPP/PFI などがある。これらについて引き続き検討するとともに、事業、団体を越えた事務委託の共同発注についても検討されたい。

⑤ 老朽化対策

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上も影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて、計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切にストックマネジメントに取り組むことにより、施設の長寿命化や事業量の平準化に努められたい。

⑥ 公営企業会計の適用等

経営状況及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化を推進するためにも、公営企業会計の適用に取り組まれない。

(3) 地方財政措置

① 広域化・共同化に係る事業に要する経費

複数の下水道事業の広域化・共同化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、複数市町村における取組に加え、市町村内における取組を対象に追加するとともに、従来の終末処理場等に加え、接続管渠、し尿受入施設、共同管理に必要な ICT 機器等の広域化・共同化に必要な施設を対象に追加した上で、処理区域内人口密度に応じ、それらの経費に係る下水道事業債の元利償還金の 28%～56%について普通交付税措置を講ずることとしている。

② 都道府県の広域化・共同化の推進に要する経費

都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について、普通交付税措置を講ずることとしている（平成 31～34 年度）。

③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

事業統合を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合、その差額について、統合の翌年度から 10 年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6 年目以降、段階的に縮減。）を講ずることとしている。

④ 市町村の広域化等の調査・検討に要する経費

下水道事業の広域化等に係る調査・検討に要する経費については、第1の1(3)にあるとおり、新たに経営戦略の策定・改定に要する経費に対する特別交付税措置の対象とした上で、交付上限額を上乗せすることとしている。

3 公立病院の経営改革の推進

(1) 経営改革の推進

病院事業については、公立病院を経営する地方公共団体において、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知）を踏まえ策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組まれない。

また、地域医療構想との整合性については、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、2018年度中の策定を促進する」とされていることも踏まえ、地域医療構想調整会議において公立病院に係る具体的対応方針の合意が得られるよう努められたい。

(2) 地方財政措置

再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講ずるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講ずることとしている。

また、公立病院の医師確保に資するよう、医師の確保が困難な地域の公立病院に対して、地域の拠点病院等（公立病院、公的病院等）が医師を派遣するケースにおいて、地方公共団体が当該医師の確保に要する経費を補助する場合、地方公共団体の一般財源所要額について特別交付税措置を講ずるとともに、公立病院における遠隔医療システムの導入に要する経費（病院事業債の対象となるものを除く。）への一般会計からの繰出しに対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

第3 その他諸課題への対応

1 重要インフラの緊急点検

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を受けた重要インフラの機能維持への対応については、平成30年度補正予算及び平成31年度予算に伴い、必要な地方財政措置を講ずるとともに、所要の公的資金の確保を行っていることを踏まえ、水道、下水道、病院等の住民生活に不可欠なインフラについて、適切に対応されたい。

特に、災害拠点病院等の耐震整備等については、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）の災害拠点病院指定要件も踏まえ、特に緊急に実施すべき対策として掲げられた災害拠点病院等の耐震整備、自家発電設備の燃料確保及び給水設備の強化に取り組まれない。その際、「災害時の

医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて」(平成 21 年 4 月 1 日付け総経第 70 号総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)に基づき、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象として地方財政措置を講じていることに留意されたい。

2 消費税率(国・地方)の引上げに伴う対応

消費税率(国・地方)の引上げに伴う対応については、「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」(平成 30 年 11 月 28 日内閣官房、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁)が示されるとともに、平成 30 年 12 月 27 日付けで「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」(平成 25 年 8 月 1 日物価担当官会議申合せ)が改正されているところであり、各公営企業及び各地方独立行政法人においても、消費税率(国・地方)の引上げに伴う影響額の支出予算への適切な計上に留意いただくとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組みたい。また、収入面においても、公営企業及び地方独立行政法人が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講ずるよう留意されたい。

また、平成 31 年 10 月 1 日の消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、「消費税の軽減税率制度の広報・周知等について(依頼)」(平成 30 年 2 月 19 日付け総財公第 25 号・総財務第 24 号総務省自治財政局公営企業課長・同財務調査課長通知)に基づき、事業者としての立場からの軽減税率制度への対応を適切に進められたい。

なお、詳細については、別途通知することとしているので、留意されたい。

3 天皇の即位の日を含む連休における企業の適切な運営の確保

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を地方公共団体等の休日とするものの取扱いについては、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とするものの取扱いについて」(平成 30 年 12 月 14 日付け総行行第 264 号・総行公第 178 号総務省自治行政局行政課長・同公務員部公務員課長通知)及び「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とするものの取扱いについて」(平成 30 年 12 月 14 日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡)により周知しているところであるが、住民生活に密接に関連したサービスを提供している公営企業については、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案」に対する衆参両院附帯決議も踏まえ、国民生活に支障を来すことのないよう、休日中においても当該事業の維持・運営の確保等に関し、適切な対応がとられるよう留意されたい。

特に、病院事業については、同附帯決議において、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応を取るよう決議されていることなども踏まえ、「本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における医療提供体制の確保に関する対応について」(平成 31 年 1 月 15 日付け医政発 0115 第 1 号・薬生発 0115 第 2 号・障発 0115 第 1 号厚生労働省医政局長・同医薬・生活衛生局長・同社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、医療提供体制の確保が要請されている。とりわけ、公立病院は地域医療の確保という重要な公共的役割を担っていることから、医療提供体制の確保に万全を期する必要があることに留

意されたい。

4 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 101 号総務大臣通知）等を踏まえ、引き続き、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付け総財公第 26 号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、一定の要件に該当するものについて、平成 30 年度末までの第三セクター等の経営健全化方針の策定を要請しているところであるが、その対象となる地方公共団体においては、平成 30 年度末までに確実に策定・公表されるよう取り組まされたい。

また、策定した経営健全化方針に基づき、当該第三セクター等及び地方公共団体が一体となって、着実に取組が実行され、対象となる第三セクター等の経営健全化はもとより、地方公共団体の財政的リスクの解消、改善に向けた成果が上がるよう留意されたい。

なお、平成 31 年 4 月には経営健全化方針の策定状況を調査し、その結果（未策定の場合はその理由及び策定予定時期を含む。）を個別団体ごとに公表することとしているので、併せて留意されたい。

「平成 31 年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「平成 31 年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添 1・2 のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

（公営企業の抜本的な改革の推進、公営企業の「見える化」の推進、重要インフラの緊急点検、天皇の即位に係る連休における企業の適切な運営の確保）

自治財政局公営企業課 神長係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

（経営戦略の策定・改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進）

自治財政局公営企業課 小池係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

（人的支援、消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応）

自治財政局公営企業課 鈴木係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

（水道事業の持続的経営の確保）

自治財政局公営企業経営室 関本係長 電話：03-5253-5638 FAX：03-5253-5640

（下水道事業の持続的経営の確保）

自治財政局準公営企業室 佐藤係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

（公立病院の経営改革の推進）

自治財政局準公営企業室 佐藤係長 電話：03-5253-5642 FAX：03-5253-5640

平成 31 年度の地方財政対策及び地方債計画の概要
(公営企業関係)

1 通常収支分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)計上額 2兆5,400億円程度(前年度 約0.7%減)

平成 31 年度の地方財政対策において、公営企業繰出金については、公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づく一般会計から公営企業会計に対する繰出しについて、所要額を計上

○主な事業

上水道事業	1,200億円程度(前年度 約12.3%増)
病院事業	7,600億円程度(前年度 約0.0%減)
下水道事業	1兆4,700億円程度(前年度 約2.4%減)

(2) 地方債計画(公営企業分)計上額 2兆6,710億円(前年度 6.6%増)

平成 31 年度における公営企業に対する地方債措置については、住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進するため、上水道、下水道の広域化等の取組、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」及び事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上

○主な事業

水道事業	5,946億円(前年度 10.3%増)
病院事業・介護サービス事業	4,005億円(前年度 4.8%増)
下水道事業	1兆2,779億円(前年度 3.8%減)

2 東日本大震災分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

(2) 地方債計画(公営企業分)計上額 16億円(前年度 23.8%減)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

平成31年度地方公営企業関係予算案主要項目

(通常収支分)

第1 総務省分

(単位：百万円)

項 目	平成31年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	8	5	3	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費 (主な経費) 地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	6	8	△ 2	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費 (主な経費) 検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	8	8	0	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、 経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行うために 要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	251	231	20	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・ 保守及びシステム改修に要する経費
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を 行うために要する経費
合 計	276	255	21	

第2 他省庁分

(単位：百万円)

項 目	平成31年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	65,304	37,733	27,571	
(1) 水道水源開発等施設整備費補助	18,416	13,644	4,772	厚生労働省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4 国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2
(2) 簡易水道等施設整備費補助	3,332	3,839	△ 507	厚生労働省所管 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 簡易水道施設 2/3
(3) 水道施設災害復旧事業費補助	356	350	6	厚生労働省所管
(4) 生活基盤施設耐震化等交付金	43,200	19,900	23,300	厚生労働省所管 水道施設耐震化 1/2・4/10・1/3・1/4

項 目	平成31年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
				水道事業運営基盤強化 1/3・1/4
2 工業用水道事業関係	3,207	2,188	1,019	
(1) 工業用水道事業費補助	2,985	1,947	1,038	経済産業省所管 工業用水道事業費補助(※)
(2) 水資源機構事業費補助	178	215	△ 37	国土交通省所管 工業用水道事業費補助(※) 上記(※)の最大補助率 ① 四大工業地帯 0% ② その他 30% なお、地盤沈下対策事業は、②の補助率に10%加算。①については30%加算。 経済産業省所管及び国土交通省所管に係る改築分は、改良事業採択年度における補助率×3/4。ただし、四大工業地帯の基盤整備については15%。
(3) 沖縄振興交付金事業推進費	44	26	18	内閣府所管 最大交付率 100% 改築分は、改良事業採択年度における交付率×3/4。
3 交通事業関係	28,100	25,377	2,723	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	6,042	4,557	1,485	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	21,760	20,750	1,010	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 低公害車普及促進対策費補助金	298	70	228	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3
4 エネルギー事業関係	4,462	6,519	△ 2,057	
(1) 中小水力発電事業利子補給金助成事業費補助金	16	37	△ 21	経済産業省所管(公営電気事業者のみ) 水力発電施設建設費利子補給 地域エネルギー開発利用発電事業促進対策費補助金における後年度負担について実施 補助:定額
(2) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	4,446	6,482	△ 2,036	経済産業省所管(公営企業分は内数) 自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進(実施期間:平成28年度から32年度) 補助率:定額、1/3、1/2、2/3
5 病院事業関係	105,026	111,590	△ 6,564	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
(1) 施設・設備分	7,162	21,690	△ 14,528	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業除く。)	417	417	0	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2・1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 1/3 2) プライマリケア

項 目	平成31年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
				ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修医環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡時画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策 1/2 緊急事業 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 ※内閣府所管(沖縄分)についてはH24から沖縄振興公共投資 交付金として、一括交付金化
② 医療施設等設備整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業分)	5,196	20,023	△ 14,827	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率定額
③ 医療施設等設備整備費補助金	1,549	1,250	299	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2・3/4 ウ へき地患者輸送車(艇) 1/2 エ へき地巡回診療車(船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2・1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡時画像診断システム等整備 1/2
(2) 運営費等分	28,954	27,656	1,298	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	5,912	4,732	1,180	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
うちへき地保健医療対策費	2,572	2,572	0	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院群 1/2 515 へき地診療所 1/3・3/4・2/3 857 へき地巡回診療車(船・航空機) 1/2 341 へき地患者輸送車(艇・航空機) 1/2 229 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 27 産科医療機関確保事業 1/2 312 その他 1/2 32
② 医療提供体制推進事業補助金	23,042	22,924	118	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3, 1/2, 定額
(3) 医療提供体制の改革のための 新たな財政支援制度	68,910	62,244	6,666	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
6 介護サービス施設整備事業関係	53,139	44,160	8,979	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	46,703	42,290	4,413	厚生労働省(公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整 備交付金	6,436	1,870	4,566	厚生労働省(公営企業分は内数) 補助率 1/2, 定額

項 目	平成31年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
7 市場事業・と畜場事業関係	28,389	26,924	1,465	(公営企業分は内数)
(1) 強い農業・担い手づくり総合支援 交付金	23,024	20,154	2,870	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 4/10・1/3以内
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	5,365	6,770	△ 1,405	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3・4/10・1/2・5.5/10・2/3以内
8 下水道事業関係	2,389,555	2,203,248	186,307	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興公共投資交付金	53,217	57,940	△ 4,723	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 地方創生整備推進交付金	39,741	39,068	673	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 社会資本整備総合交付金	871,341	888,572	△ 17,231	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全社会資本整備交付金	1,317,318	1,111,736	205,582	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	1,219	1,208	11	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	9,978	8,917	1,061	環境省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(7) 農山漁村地域整備交付金	92,714	91,650	1,064	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(8) 農山漁村振興整備交付金	4,027	4,157	△ 130	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

他省庁分

(単位:百万円)

項 目	平成31年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係 東日本大震災復旧・復興水道施設災害 復旧事業費補助	8,996 8,996	6,370 6,370	2,626 2,626	厚生労働省所管(復興庁計上分)
2 エネルギー事業関係	95	154	△ 59	

項 目	平成31年度 予算額(案)	前 年 度 当初予算額	差引増減額	摘 要
被災都市ガス導管移設復旧支援事業費 補助金	95	154	△ 59	経済産業省所管(復興計上分) 震災や津波により、甚大な被害が生じた地域において道路の嵩 上げ等に伴うガス導管の再敷設が困難な都市ガス事業者に対す る支援を行う。 補助率 2/3(公営企業分)
3 市場事業・と畜場事業関係	58,343	81,674	△ 23,331	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復興交付金	57,346	80,466	△ 23,120	復興庁所管(公営企業分は内数)
(2) 水産業共同利用施設復旧整備費補助金	997	1,208	△ 211	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 2/3・1/2以内
4 下水道事業関係	179,901	176,545	3,356	(公営企業分は内数)
(1) 東日本大震災復興交付金	57,346	80,466	△ 23,120	復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 ・簡易排水施設
(2) 社会資本整備総合交付金	122,555	96,079	26,476	復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
10 港湾整備事業関係	548	-	548	(公営企業分は内数)
(1) 港湾機能高度化施設整備費補助金	548	-	548	国土交通省所管 補助率 1/3・4/10・1/2 (公営企業分は内数)